特定整備路線の用地取得に向けた取組 ～関係権利者に寄り添うきめ細かな支援～

特定整備路線の用地取得における生活再建支援の必要性

住居（又は店舗等）の移転、又は建替えなどの生活再建に向けた不安の解消及び具体的支援策の実施

支援策のメニュー

■ 優遇金利による移転資金の貸付

特定整備路線の関係権利者に対し、移転資金を年利0.628%（令和8年度貸付の場合）の優遇金利（固定金利）で貸付を実施

（※令和8年度通常は年利2.7%、毎年4月に年利見直しを行う）

■ 事業用代替地のあっせん

特定整備路線の関係権利者の希望を踏まえた代替地のあっせん

■ 都営住宅等のあっせん

移転先として公的住宅を希望する関係権利者で、入居条件を満たす場合は、公共事業のための割り当てにより都営住宅等をあっせん

■ ”あんしん 住みかえ 支援隊”による訪問型支援

福祉の専門知識と経験を有する支援チームが関係権利者のもとを訪れ、状況に応じたサポートを実施

■ 民間事業者のノウハウを活用した相談窓口の設置

相談窓口を路線近傍に設置し、関係権利者の移転・再建等に関する相談や生活再建に関するサポートを実施

※特定整備路線28区間において16区間14箇所で設置中

（参考：都市整備局 3区間3箇所）

相談窓口の設置例と相談体制

① 設置例


路線から近く、立ち寄りやすい立地




面会スペース



② 相談体制のイメージ

